

(別記様式第1号) その2

芳賀中部上水道企業団事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 栃木県建設工事請負業者指名停止基準及び芳賀中部上水道企業団建設工事等請負業者指名停止基準（平成14年3月11日決裁）に基づく指名停止期間中ではないこと。

2 競争入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

ア 参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）（以下「参加申請書」という。）
- ・参加申請書の指定様式は、企業団ホームページからダウンロードする。

企業団ホームページ <http://www.hagasui.or.jp/>

イ 参加申請書受付方法

- ・申請書は郵送及び持参によるものとする。

ウ 参加申請書受付場所

- ・〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1703番地
芳賀中部上水道企業団 総務係

- (2) 参加申請書受付日までに参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、閲覧又は貸出とする。
- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出（FAXによる）すること。なお、質疑のない場合でも「質疑なし」として、必ず質疑書を提出すること。
 - ・回答は指定した期日に書面（FAX）をもって行う。
 - ・質疑書の指定様式は、企業団ホームページからダウンロードすること。

4 現場説明会

行わない。

5 入札方法

(1) 入札は入札執行の日時に指定した場所に出席して入札書を提出するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。なお、出頭した者が代理人であるときは、指定された委任状を提出すること。

・委任状の指定様式は企業団ホームページからダウンロードする。

(2) 入札書は、企業団の指定様式を使用すること。

・入札書の指定様式は企業団ホームページからダウンロードする。

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治法施行令、芳賀中部上水道企業団建設工事等執行規則（平成9年芳賀中部上水道企業団規則第5号）、芳賀中部上水道企業団契約規則（平成8年芳賀中部上水道企業団規則第1号）及び芳賀中部上水道企業団工事等入札心得等の関係法令等を遵守すること。

(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出した入札の引換え、又は変更は認めない。

(7) 入札回数は2回とする。ただし、予定価格を事前公表する場合は、1回とする。入札回数等は、芳賀中部上水道企業団入札事務処理要綱（平成23年告示第13号）第14条及び第17条の規定によるものとする。

(8) 落札者の決定方法

最低制限価格を設定した場合

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低価格の入札者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

6 工事費積算内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。

- ・工事費積算内訳書の指定様式は、企業団ホームページからダウンロードすること。

(2) 工事費積算内訳書は、入札書を提出する際に提出すること。

ア 工事費積算内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

イ 工事費積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札参加資格確認手続

(1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 確認書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第3号）
- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表（別記様式第4号、別添1、別添2、他別記各様式に定める添付書類）

イ 確認書類の交付

- ・確認書類の指定様式は、企業団ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表（以下「確認書類」という。）の提出を求められた日から起算して2日以内（休日条例に規定する休日を除く）とする。

イ 提出場所

芳賀中部上水道企業団総務係（1階）

ウ 提出方法

・持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して2日以内（休日条例に規定する休日を除く）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、（3）の通知を受けた日から起算して2日以内（休日条例に規定する休日を除く）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

10 請負契約書作成

要する。

11 契約書及び入札（見積）書を定めている執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

・芳賀中部上水道企業団総務係（1階）

12 入札の執行中止等

不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。この場合においては、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

13 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - イ 工事費積算内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費積算内訳書が提出されていない入札
 - ウ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
 - エ 入札書と工事費積算内訳書の案件名が異なる入札
 - オ 入札書と工事費積算内訳書の金額が異なる入札
 - カ 入札書の内容を訂正した入札
 - キ 代表者の記名押印がない入札
 - ク 予定価格を超える金額の入札
 - ケ 最低制限価格に満たない金額の入札

- コ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - サ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) (1) のコに該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、1の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、くじにより落札候補者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

15 支払い条件

(1) 前金払

請求できる。ただし、芳賀中部上水道企業団建設工事請負契約書第35条（以下「請負契約書」という。）の規定により計算した額とする。

(2) 部分払

請求できる。ただし、請負契約書第38条の規定により計算した額とする。

(3) 債務負担行為及び継続費による工事の場合は、請負契約書第40条、第41条及び第42条の規定に基づくものであること。

16 配置技術者

(1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

(2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3月以上雇用していることをいう。

(3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

17 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 企業団では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

18 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り企業団構成町内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り企業団構成町内業者へ発注するように努めること。
- (3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは申請書、資料の差し替えは認められない。